

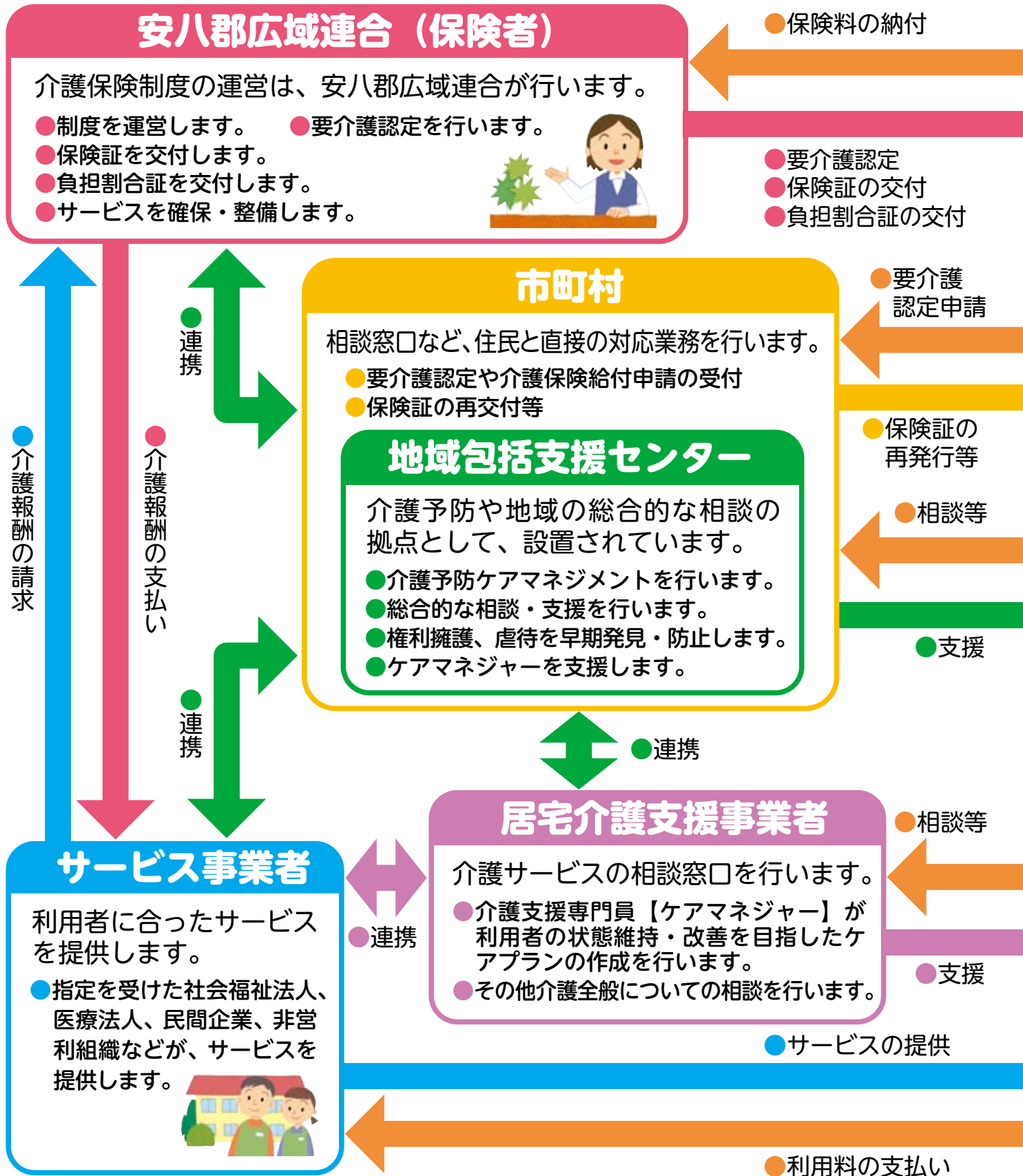


# すこやか 介護保険

利用の  
てびき

## みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、安八郡広域連合が保険者となって運営しています。40歳以上のおなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



# 介護保険に加入する人（被保険者）

本人の状態に合わせたサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請などをします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



## 第1号被保険者 65歳以上の人

### サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、安八郡広域連合の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、市区町村へ届け出が必要です。示談前に市区町村の担当窓口へ連絡してください。



## 第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人 (医療保険に加入している人)

### サービスを利用できる人

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、安八郡広域連合の認定を受け、サービスを利用できます。

### 特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- |   |  |                                    |                                      |
|---|--|------------------------------------|--------------------------------------|
| ●がん<br>(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | ●骨折を伴う骨粗鬆症                             | ●脊柱管狭窄症                            | ●脳血管疾患                               |
| ●関節リウマチ   | ●初老期における認知症                            | ●早老症                               | ●閉塞性動脈硬化症                            |
| ●筋萎縮性側索硬化症  | ●進行性核上性麻痺、<br>大脳皮質基底核変性症<br>およびパーキンソン病 | ●多系統萎縮症                            | ●慢性閉塞性肺疾患                            |
| ●後縦靭帯骨化症  | ●脊髄小脳変性症                               | ●糖尿病性神経障害、<br>糖尿病性腎症および<br>糖尿病性網膜症 | ●両側の膝関節または<br>股関節に著しい変形<br>を伴う変形性関節症 |

### ■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、一人に1枚の保険証「介護保険被保険者証」が交付されます(P17参照)。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

### ■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには「介護保険負担割合証」が交付されます(P17参照)。サービス利用の際に支払う利用者負担の割合(P6参照)が記載されています。

- 適用期間は1年(8月1日～翌年7月31日)で、毎年交付されます。
- サービス利用時には、介護保険の保険証とともにサービス事業者に提示します。

## サービス利用までの流れ

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市区町村の窓口にご相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

### 1 窓口にご相談します

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市区町村の窓口にご相談しましょう。

介護予防・日常生活支援  
総合事業の利用を希望

介護サービス、介護予防  
サービスの利用を希望

### 2 要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、市区町村の窓口にて要介護認定の申請をしましょう。

※本人・家族などのほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設、成年後見人などに代行してもらうこともできます。

#### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証(40~64歳の人)

◆ 本人確認ができるもの、マイナンバー確認の書類、主治医に関する情報など、上記のほかにも必要な書類がある場合がありますので、市区町村に確認しましょう。

### 3 調査と審査が行われます

#### ● 認定調査

心身の状況を調べるため、本人と家族などから聞き取り調査などをします。



※全国共通の調査票が使われます。

#### ● 一次判定(コンピュータ判定)

調査票と主治医意見書をもとにコンピュータによる判定をします。

#### ● 二次判定(介護認定審査会)

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

#### 主治医意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

### 2 基本チェックリストを受けます

生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト」を受けます。

※40歳以上65歳未満の人は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定を申請し、要支援1・2と認定される必要があります。

生活機能の低下が  
みられた

非該当

※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

※認定結果の通知は、原則として30日以内に市区町村から送られてきます。認定の有効期間は原則として、新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です。更新については、有効期間満了前（満了日の60日前から受付）に更新手続きが必要です。

## 4 認定結果をお知らせします

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援 1

要支援 2

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって、生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護・要支援に該当しなかった人です。介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、基本チェックリストを受けましょう。

※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

## 介護サービス（介護給付）

を利用できます

居宅介護支援事業者に依頼してケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

P7へ



## 介護予防サービス（予防給付）

を利用できます

地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

P10へ

※介護予防ケアプランにもとづき、介護予防・生活支援サービス事業をあわせて利用できます。



## 介護予防・日常生活支援総合事業

を利用できます

市区町村が行う、65歳以上の人を対象にした、介護予防のためのサービスです。

P13へ

### 介護予防・生活支援サービス事業

- 1 訪問型サービス  
(身体介護、生活援助、ゴミ出しや移動支援など)
- 2 通所型サービス  
(機能訓練、身体介護、ミニデイサービスなど)
- 3 その他の生活支援サービス  
(配食、見守り、地域サロンの開催、外出支援など)

### 一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用できる、介護予防のためのサービスです。



## 2 要介護認定の申請へ

## 介護予防・生活支援サービス事業対象者

## サービス費用の一部負担で利用できます

介護保険サービスは、実際にかかる費用の一部（利用者負担割合分）を負担することで利用できます。ただし、おもな在宅サービスなどには上限額（支給限度額）が決められていて、それを超えるサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

### ■利用者負担割合

<b>3割</b>	<b>1</b> ②の両方に当てはまる場合 <b>1</b> 本人の合計所得金額※1が220万円以上 <b>2</b> 同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が [・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上]
<b>2割</b>	3割負担以外の人で <b>1</b> ②の両方に当てはまる場合 <b>1</b> 本人の合計所得金額※1が160万円以上 <b>2</b> 同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が [・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上]
<b>1割</b>	上記以外の人 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※2 合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

### ■主な在宅サービスの支給限度額(1か月)

要介護状態区分	支給限度額
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

●標準地域の金額です（介護保険が負担する分も含んだ額です）。

●介護予防・生活支援サービス事業対象者は、原則として要支援1の支給限度額が設定されています。

## ●利用者負担が高額になったとき

### 介護保険のみ高額になった場合

同じ月に利用したサービスの利用者負担を世帯合算して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	上限額(月額)	
住民税課税世帯で、 右記に該当する 65歳以上の人が 世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）	世帯 44,400円	
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円	
●高齢福祉年金の受給者 ●課税年金収入額+その他の合計所得金額が 80万円以下の人	個人 15,000円	
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、 生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円	

### 介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の負担額（介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口申請してください。

## サービス利用にはケアプラン（介護予防ケアプラン）が必要です

ケアプラン（介護予防ケアプラン）とは、サービスの利用計画書のことで、要介護1～5の人は居宅介護支援事業者（施設サービスなどはその施設）に依頼してケアプランを作成します。要支援1・2の人は地域包括支援センターに依頼して介護予防ケアプランを作成します。サービスはケアプラン（介護予防ケアプラン）に基づいて利用します。

ケアプラン（介護予防ケアプラン）の相談・作成には、利用者負担はありません。

# 介護サービス〈要介護1～5の人〉

## 在宅サービス

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問い合わせください。

### 自宅での日常生活の手助け

#### 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴などの身体介護や、掃除、洗濯、買い物などの生活援助をします。



#### ●利用者負担のめやす

身体介護中心(20分以上30分未満の場合)	250円
生活援助中心(20分以上45分未満の場合)	183円

### 訪問してもらい利用するサービス

#### 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。

#### ●利用者負担のめやす

1回	1,260円
----	--------

#### 訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

#### ●利用者負担のめやす

1回(20分以上行った場合)	307円
----------------	------

### 医師の指導のもとでの助言、管理サービス

#### 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

#### ●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合(月2回まで)	514円
----------------	------

#### 訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



#### ●利用者負担のめやす(30分未満の場合)

訪問看護ステーションから訪問の場合	470円
病院または診療所から訪問の場合	398円

### 施設に通って利用するサービス

#### 通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで行います。

#### ●利用者負担のめやす ※送迎を含みます。

〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護 1～要介護 5	655円～1,142円
-------------	-------------

#### 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで行います。

#### ●利用者負担のめやす ※送迎を含みます。

〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護 1～要介護 5	757円～1,369円
-------------	-------------

# 介護サービス〈要介護1～5の人〉

## 短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

### 短期入所生活介護 (ショートステイ)



介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

#### ●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	596円	596円	696円
}	}	}	}
要介護5	874円	874円	976円

### 短期入所療養介護 (ショートステイ)



介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

#### ●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	752円	827円	833円
}	}	}	}
要介護5	966円	1,045円	1,049円

## 生活する環境を整えるサービス

[ ]内は介護予防サービスの名称です。

### 福祉用具貸与 [介護予防福祉用具貸与]

福祉用具のレンタルを行います。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす (車いす付属品を含む)	×	●	●
特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり (工事をともなわないもの)	●	●	●
スロープ (工事をともなわないもの)	●	●	●
歩行器	●	●	●
歩行補助つえ	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト (つり具の部分を除く)	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

●：利用できます ▲：尿のみを吸引するものは利用できません  
×：原則利用できません (必要と認められれば利用できる場合があります)  
※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。  
※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

### 住宅改修費支給 [介護予防住宅改修費支給]

事前の申請が必要です

下記の住宅改修をしたとき、後日住宅改修費を支給します。

- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 引き戸などへの扉の取り替え
- 4 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- 5 洋式便器などへの便器の取り替え

#### ●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで八郡広域連合に申請すると、20万円を上限に利用者負担割合分を除いた額が支給されます。

### 特定福祉用具販売 [特定介護予防福祉用具販売]

申請が必要です

下記の福祉用具を購入したとき、後日購入費を支給します。

- 1 腰掛便座
- 2 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3 排泄予測支援機器
- 4 入浴補助用具
- 5 簡易浴槽
- 6 移動用リフトのつり具の部分

#### ●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて八郡広域連合に申請すると、同年度で10万円を上限に利用者負担割合分を除いた額が支給されます。

なお、都道府県などの指定事業者から購入した場合に限って支給されます。

## 特定施設で利用するサービス

### 特定施設入居者生活介護

特定施設 (指定を受けた有料老人ホームなど) に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

#### ●利用者負担のめやす (1日)

要介護1	538円
}	}
要介護5	807円



# 施設サービス

- 要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。
- ★基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

介護保険施設に入所して利用するサービスです。直接入所を申し込んで契約し、ケアプランを作成してもらってサービスを利用します。

## 生活全般の介護が必要

### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。

- 新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

## 在宅復帰を目指す

### 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

## 介護と医療を一体的に

### 介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。



## 施設に入所した場合の利用者負担

サービス費用の利用者負担分のほかに、居住費等・食費・日常生活費が利用者負担となります。

- 基準費用額**【施設における居住費等、食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）】

利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

- 介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室と多床室は（ ）内の金額となります。

## 低所得の人の居住費等・食費の負担軽減

低所得の人は、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までの利用者負担となります。超えた分は「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として介護保険から給付されます。

- 負担限度額**【1日あたり】

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金（遺族・障害年金）収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金（遺族・障害年金）収入額＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金（遺族・障害年金）収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

- 介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。
- ※第1～3段階②に該当しない場合でも、一定の要件を満たした場合、特例的に第3段階②の区分が適用になる場合があります。

上表の利用者負担段階に当てはまっても**12**のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

**1**住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

**2**住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が次の金額を超える場合

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円
- ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円
- ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円
- ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）は上記にかかわらず、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。

# 介護予防サービス〈要支援1・2の人〉

## 介護予防サービス

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問い合わせください。

介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」で提供される「訪問型サービス」と「通所型サービス」については13ページをご覧ください。

### 訪問してもらい利用するサービス

#### 介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。



##### ●利用者負担のめやす

1回	852円
----	------

#### 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

##### ●利用者負担のめやす

1回（20分以上行った場合）	307円
----------------	------

### 医師の指導のもとでの助言、管理サービス

#### 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



##### ●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合（月2回まで）	514円
----------------	------

#### 介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



##### ●利用者負担のめやす（30分未満の場合）

訪問看護ステーションから訪問の場合	450円
病院または診療所から訪問の場合	381円

### 施設に通って利用するサービス

#### 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを行います。



##### ●利用者負担のめやす（1か月につき）

共通的服务 ※送迎、入浴を含みます。

要支援 1	2,053円
要支援 2	3,999円

## 有料老人ホームなどで利用するサービス

### 介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。



#### ●利用者負担のめやす（1日）

要支援 1	182円
要支援 2	311円

## 短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

### 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

#### ●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	446円	446円	523円
要支援 2	555円	555円	649円



### 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

#### ●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	577円	610円	621円
要支援 2	721円	768円	782円



## 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶ P8をご覧ください

## 介護予防住宅改修費支給

▶ P8をご覧ください

# 地域の特性に応じたサービス

- ★サービスの種類は市区町村により異なります。原則として他の市区町村のサービスは受けられません。
- ★利用者負担以外に、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。
- ★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問い合わせください。

## 多機能なサービス

### 小規模多機能型居宅介護 [介護予防小規模多機能型居宅介護]

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスを行います。

### 看護小規模多機能型居宅介護◆

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、一体的な介護や医療・看護を行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

## 小規模な特定施設で利用するサービス

### 地域密着型 特定施設入居者生活介護◆

定員が29人以下の小規模な介護専用型の特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入所する人に、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

## 小規模な施設サービス

### 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人に、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

※要支援1・2の人は利用できません。

## 認知症の人を対象としたサービス

### 認知症対応型通所介護 [介護予防認知症対応型通所介護]

認知症の人が対象の通所介護で、食事や入浴、専門的なケアを日帰りで行います。



### 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） [介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症の人が共同生活する住宅で、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

※要支援1の人は利用できません。

## 24時間対応サービス

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護◆

日中・夜間を通して、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、一体的にまたは連携して行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

## 夜間の訪問介護

### 夜間対応型訪問介護◆

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

## 小規模な通所介護

### 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の人を対象にした、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

生活機能の状態などによって利用できるサービスが決まります。支援などが必要になったと感じたら、地域包括支援センターや市区町村に相談しましょう。

市区町村によって行っているサービスの内容や利用者負担は異なります。

### 介護予防・生活支援サービス事業

#### 利用できる人

- 「要支援1・2」の認定を受けた人
- 基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）

※要介護1～5の認定を受けて介護サービスを利用する以前から、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。

介護予防のさまざまな要望に対応するため、介護予防を目的とした訪問型サービスや通所型サービスに加え、住民主体の活動を支援するなど多様なサービスを行います。

### ①訪問型サービス

■既存の介護サービス事業者による、介護予防を目的とした、訪問を受けて利用するサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

■多様なサービス

- おもに民間企業による掃除・洗濯などの生活援助など
- ボランティアなどによるゴミ出しや布団干しなどの住民主体の生活援助など
- 保健師などの専門職による相談・指導などの短期集中予防サービス
- 通所型サービスの送迎など、ボランティアなどによる移動支援や移送前後の生活支援



### ②通所型サービス

■既存の介護サービス事業者による、介護予防を目的とした、通所して利用するサービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

■多様なサービス

- おもに民間企業とボランティアの補助によるミニデイサービス、運動、レクリエーション活動など
- 住民主体の体操・趣味活動など自主的な「通いの場」の提供
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス



### ③その他の生活支援サービス

- 配食（栄養改善、一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの）
- 住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の対応
- その他自立支援に役立つ生活支援（訪問型サービス・通所型サービスと一体的に提供されるもの）



### 一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用できます。

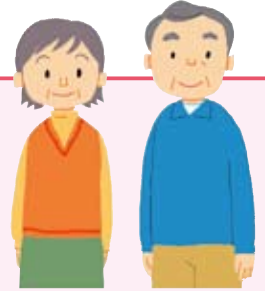
地域の住民が主体となった「通いの場」や市区町村が行う体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。一般介護予防事業は、65歳以上の人なら誰でも利用できるサービスです。



## 介護保険料を納めましょう

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

### 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料



65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、安八郡広域連合の介護保険サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得に応じた保険料が決められます。

### 第1号被保険者の基準額はこのように決まります

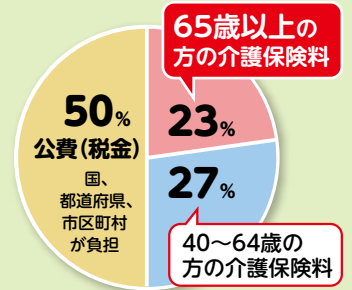
基準額  
(月額)

=

安八郡広域連合で必要な  
介護保険サービス総費用のうち  
第1号被保険者負担分(23%)

÷ 12か月

安八郡広域連合内の  
第1号被保険者数



●市区町村によって、必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

### 保険料を滞納すると…

サービスを利用したとき、利用者は実際にかかる費用の一部を負担※1しますが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

※1 利用者負担割合についてはP6を参照ください。

#### 1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

#### 1年6か月以上滞納すると

サービス費用の全額を利用者が負担します。申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

#### 2年以上滞納すると

サービスを利用すると利用者負担が3割または4割※2に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

※2 利用者負担の割合が3割の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

### 保険料の納付が困難なときは、まずご相談ください。

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。**困ったときは、お早めに安八郡広域連合までご相談ください。**



# 保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から、原則として年金から納めます。

## 特別徴収

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が  
年額18万円以上の人



### 年金から天引き

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。

## 普通徴収

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が  
年額18万円未満の人



### 納付書・口座振替

安八郡広域連合から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

## 年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- ……など

## 40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料

40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。



	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決め方	保険料は国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。
納め方	医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

# 65歳以上の方の保険料

介護保険料基準月額5,600円です。

(令和3年度～令和5年度)

所得段階	町民税		対象となる方	調整率	保険料		
	本人	世帯			月額	年額	
第1段階	非課税	非課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護受給の方・老齢福祉年金受給の方</li> <li>●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	×0.30	1,600円	19,200円	
第2段階			前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計	80万円超 120万円以下の方	×0.50	2,800円	33,600円
第3段階				120万円超の方	×0.70	3,900円	46,800円
第4段階				80万円以下の方	×0.90	5,000円	60,000円
第5段階				80万円超の方	×1.00	5,600円	67,200円
第6段階	課税	課税	前年の合計所得金額	120万円未満の方	×1.20	6,700円	80,400円
第7段階				120万円以上 210万円未満の方	×1.30	7,300円	87,600円
第8段階				210万円以上 320万円未満の方	×1.50	8,400円	100,800円
第9段階				320万円以上の方	×1.70	9,500円	114,000円

(月額は100円未満を四捨五入して計算しています。)

●老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

●課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

●合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。



# 介護保険の保険証・負担割合証

介護保険の被保険者には医療保険の保険証とは別に、一人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。（負担割合証は、認定を受けた方のみ郵送されます。）

**65歳以上の人（第1号被保険者）**… 65歳に到達する月に交付されます。

**40～64歳の人（第2号被保険者）**… 認定を受けた場合に交付されます。

保険証・負担割合証は、サービスを利用するときなどに欠かせないものです。大切に扱きましょう。

## 保険証

● 保険証の番号を確認しましょう。

● 住所・氏名・生年月日などに誤りがないかを確認しましょう。

● 裏面の注意事項をよく読みましょう。

※市区町村によって保険証の様式が異なる場合があります。  
※記載内容に変更が生じたら14日以内に届出が必要です。

## 負担割合証

※年1回更新で郵送されます。

### 認定された要介護状態区分等

● 市区町村が認定した年月日など

● 認定の有効期間

● 居宅サービス等の1か月に利用できる上限

● 市区町村によって個別のサービスの上限を設定（設定しない場合はこの欄はありません）

● 利用できるサービスの指定がある場合に記載（指定がある場合、そのサービス以外の給付は受けられません）

● 保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載

● ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者名等を記載

● 施設サービス等を利用する場合に、介護保険施設等で名称や入退所等年月日を記載

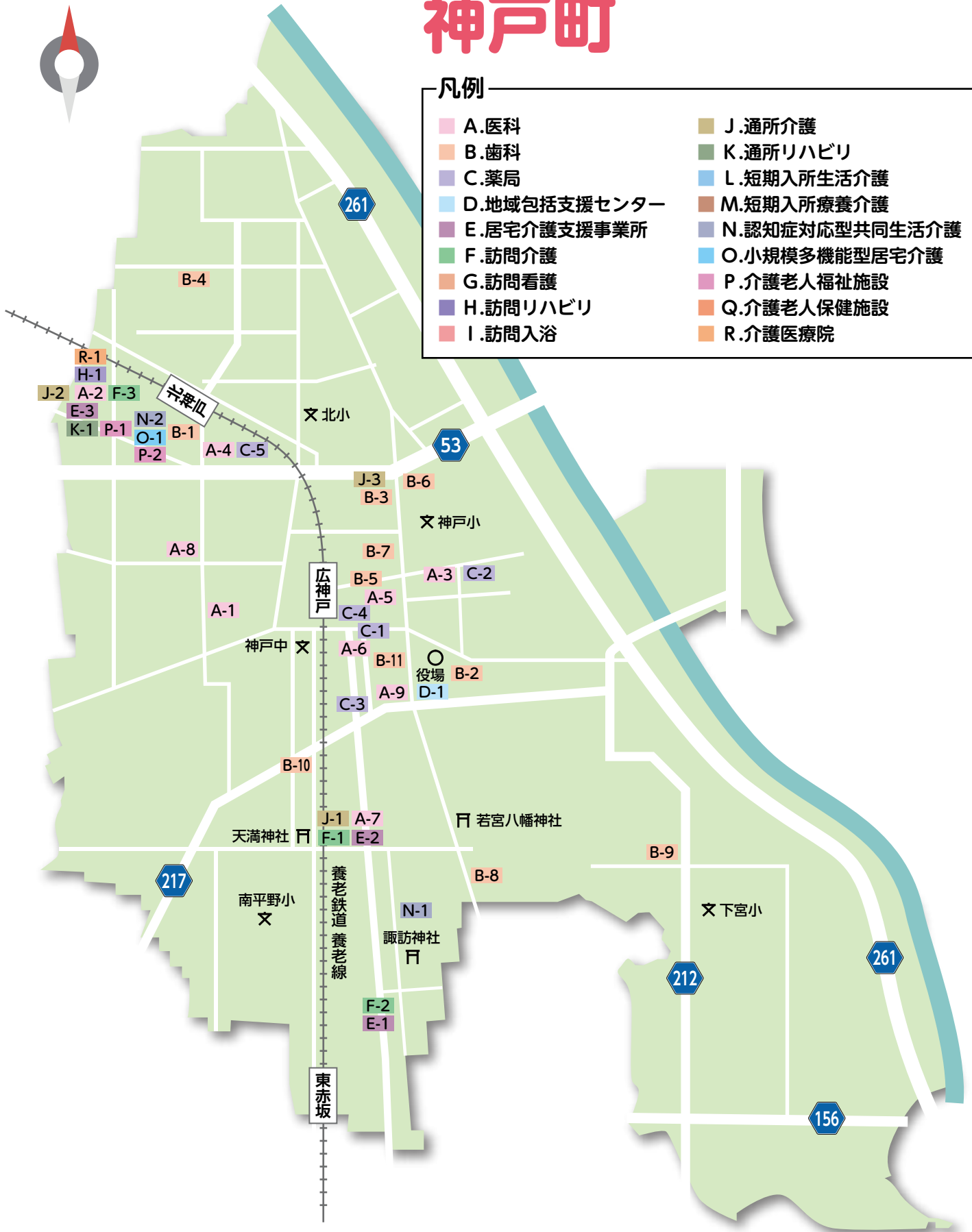
# 医療機関・サービス事業者一覧

## 神戸町



凡例

■ A. 医科	■ J. 通所介護
■ B. 歯科	■ K. 通所リハビリ
■ C. 薬局	■ L. 短期入所生活介護
■ D. 地域包括支援センター	■ M. 短期入所療養介護
■ E. 居宅介護支援事業所	■ N. 認知症対応型共同生活介護
■ F. 訪問介護	■ O. 小規模多機能型居宅介護
■ G. 訪問看護	■ P. 介護老人福祉施設
■ H. 訪問リハビリ	■ Q. 介護老人保健施設
■ I. 訪問入浴	■ R. 介護医療院



# ●神戸町

## A. 医科

通番	医療機関名	所在地	電話番号
A-1	大垣北クリニック	神戸町末守737-1	27-1050
A-2	黒川胃腸科外科クリニック	神戸町北一色3-1	27-8800
A-3	下野内科	神戸町大字神戸955	27-7777
A-4	小児・アレルギー クリニック in GODO	神戸町北一色582-2	27-5115
A-5	高田医院	神戸町大字神戸468	27-2015
A-6	田中医院	神戸町大字神戸182	27-2037
A-7	ヒフカクリニックのりこ	神戸町八条282-2	27-1255
A-8	まちだ眼科	神戸町末守1017-1	28-0228
A-9	まつながファミリークリニック	神戸町大字神戸1705-1	27-5231

## B. 歯科

通番	医療機関名	所在地	電話番号
B-1	碧の杜歯科クリニック	神戸町北一色552-3	71-8145
B-2	飯沼歯科医院	神戸町大字神戸1226-1	27-7500
B-3	宇野歯科医院	神戸町大字神戸633-2	27-2178
B-4	おかべ歯科	神戸町北一色912-5	27-8148
B-5	河合歯科医院	神戸町大字神戸159-2	27-2216
B-6	きいとすデンタルクリニック	神戸町丈六道341-7	27-7710
B-7	高橋歯科医院	神戸町大字神戸436-1	27-2005
B-8	はやし歯科医院	神戸町前田138-3	27-8889
B-9	ヒロ歯科クリニック	神戸町瀬古1093-2	27-8999
B-10	まちだ歯科	神戸町西保290-1	27-9988
B-11	よねだ歯科クリニック	神戸町大字神戸1129-3	27-0055

## C. 薬局

通番	薬局名	所在地	電話番号
C-1	ごうど調剤薬局	神戸町大字神戸167	27-1820
C-2	サンセイ調剤薬局 神戸店	神戸町大字神戸967-1	71-7767
C-3	しょうなん調剤薬局 神戸店	神戸町大字神戸1706-1	71-8990
C-4	丸善薬局	神戸町大字神戸119	27-2040
C-5	もちの木薬局	神戸町北一色582-3	28-1171

## D. 地域包括支援センター

通番	事業者名	所在地	電話番号
D-1	神戸町地域包括支援センター	神戸町大字神戸1111	27-1158

## E. 居宅介護支援事業所

通番	事業者名	所在地	電話番号
E-1	神戸在宅ケアサービス	神戸町大字加納116-2	27-8844
E-2	神戸町社協居宅介護支援事業所	神戸町大字八条258-2	28-1025
E-3	みどりの郷介護支援センター	神戸町大字北一色14	71-9816

## F. 訪問介護

通番	事業者名	所在地	電話番号
F-1	神戸町訪問介護ステーション	神戸町大字八条258-2	28-0200
F-2	スローライフ介護風庵	神戸町大字加納116-2	27-5200
F-3	ヘルパーステーションライズ	神戸町大字北一色2-1	27-1020

## H. 訪問リハビリ

通番	事業者名	所在地	電話番号
H-1	黒川胃腸科外科クリニック	神戸町大字北一色3-1	27-8800

## J. 通所介護

通番	事業者名	所在地	電話番号
J-1	神戸町デイサービスセンター	神戸町大字八条258-2	28-1021
J-2	デイサービスセンターライズ	神戸町大字北一色2-1	27-1020
J-3	夢の郷デイサービスセンター	神戸町大字丈六道59	28-0710

## K. 通所リハビリ

通番	事業者名	所在地	電話番号
K-1	みどりの郷	神戸町大字北一色14	27-8803

## N. 認知症対応型共同生活介護

通番	事業者名	所在地	電話番号
N-1	グループホーム神戸ひまわり	神戸町大字加納178	28-1080
N-2	グループホームりんどう	神戸町大字北一色555-1	27-1130

## O. 小規模多機能型居宅介護

通番	事業者名	所在地	電話番号
O-1	りんどう	神戸町大字北一色555-1	27-1130

## P. 介護老人福祉施設

通番	事業者名	所在地	電話番号
P-1	特別養護老人ホームラック	神戸町大字北一色10	28-1300
P-2	特別養護老人ホームりんどう	神戸町大字北一色555-1	27-1130

## R. 介護医療院

通番	事業者名	所在地	電話番号
R-1	黒川胃腸科外科クリニック	神戸町大字北一色3-1	27-8800



# 輪之内町

凡例

■ A. 医科	■ J. 通所介護
■ B. 歯科	■ K. 通所リハビリ
■ C. 薬局	■ L. 短期入所生活介護
■ D. 地域包括支援センター	■ M. 短期入所療養介護
■ E. 居宅介護支援事業所	■ N. 認知症対応型共同生活介護
■ F. 訪問介護	■ O. 小規模多機能型居宅介護
■ G. 訪問看護	■ P. 介護老人福祉施設
■ H. 訪問リハビリ	■ Q. 介護老人保健施設
■ I. 訪問入浴	■ R. 介護医療院

## ●輪之内町

### A. 医科

通番	医療機関名	所在地	電話番号
A-1	荒川医院	輪之内町大吉新田562	69-2383
A-2	西脇医院	輪之内町下大樽新田430-1	69-5070
A-3	輪之内クリニック	輪之内町四郷1330	68-1008

### B. 歯科

通番	医療機関名	所在地	電話番号
B-1	いちはし歯科医院	輪之内町福束新田18	69-3881
B-2	野田歯科医院	輪之内町楡俣新田525-1	68-1123

### C. 薬局

通番	薬局名	所在地	電話番号
C-1	しょうなん調剤薬局輪之内店	輪之内町下大樽新田427-8	69-4001
C-2	まもる薬局	輪之内町大吉新田1076-1	68-1171

### D. 地域包括支援センター

通番	事業者名	所在地	電話番号
D-1	輪之内町地域包括支援センター	輪之内町四郷2530-1	68-2766

### E. 居宅介護支援事業所

通番	事業者名	所在地	電話番号
E-1	居宅介護支援事業所ゆとり	輪之内町南波380-1	68-1135
E-2	ケアマネステーションわのうち	輪之内町四郷2537-1	69-5150

### F. 訪問介護

通番	事業者名	所在地	電話番号
F-1	あみーごライフ輪之内	輪之内町南波150-1	69-5255

### G. 訪問看護

通番	事業者名	所在地	電話番号
G-1	訪問看護ステーションまごころ	輪之内町南波318-1 ムーンテラス片山S-202	68-1218

### J. 通所介護

通番	事業者名	所在地	電話番号
J-1	泰寿デイサービスセンター	輪之内町楡俣新田391-1	68-1215
J-2	デイサービスリハスル	輪之内町楡俣666-2	69-5688
J-3	輪之内町デイサービスセンター	輪之内町四郷2537-1	69-4433

### L. 短期入所生活介護

通番	事業者名	所在地	電話番号
L-1	特別養護老人ホームハピネスピラ	輪之内町中郷新田2408	69-5551

### M. 短期入所療養介護

通番	事業者名	所在地	電話番号
M-1	介護老人保健施設輪之内ピラ	輪之内町四郷1330	68-1008

### N. 認知症対応型共同生活介護

通番	事業者名	所在地	電話番号
N-1	さくら悠輪苑	輪之内町四郷288	69-5561
N-2	グループホームナンウェーブ	輪之内町南波380-1	68-2775

### P. 介護老人福祉施設

通番	事業者名	所在地	電話番号
P-1	特別養護老人ホームハピネスピラ	輪之内町中郷新田2408	69-5551

### Q. 介護老人保健施設

通番	事業者名	所在地	電話番号
Q-1	介護老人保健施設輪之内ピラ	輪之内町四郷1330	68-1008

# 安八町

凡例

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ■ A. 医科         | ■ J. 通所介護         |
| ■ B. 歯科         | ■ K. 通所リハビリ       |
| ■ C. 薬局         | ■ L. 短期入所生活介護     |
| ■ D. 地域包括支援センター | ■ M. 短期入所療養介護     |
| ■ E. 居宅介護支援事業所  | ■ N. 認知症対応型共同生活介護 |
| ■ F. 訪問介護       | ■ O. 小規模多機能型居宅介護  |
| ■ G. 訪問看護       | ■ P. 介護老人福祉施設     |
| ■ H. 訪問リハビリ     | ■ Q. 介護老人保健施設     |
| ■ I. 訪問入浴       | ■ R. 介護医療院        |



A. 医科

通番	医療機関名	所在地	電話番号
A-1	安八診療所	安八町南今ヶ淵270-2	64-3616
A-2	石田医院	安八町氷取739	64-2012
A-3	いちばら皮フ科	安八町南條695-1	64-5557
A-4	岩田内科クリニック	安八町森部1383-1	63-0038
A-5	おおくま内科クリニック	安八町東結1520-1	61-1215
A-6	にわ整形外科	安八町東結1509-1	62-7811
A-7	山中ジェネラルクリニック	安八町森部1870-1	63-2333
A-8	吉田医院	安八町城1-6	64-3800

B. 歯科

通番	医療機関名	所在地	電話番号
B-1	あべ歯科医院	安八町牧3309	64-6487
B-2	あんどう歯科	安八町西結2782-4	62-6480
B-3	いまい歯科医院	安八町東結1514-1	62-3130
B-4	川合歯科医院	安八町南今ヶ淵507	64-4478
B-5	かわせ歯科	安八町南今ヶ淵570-2	63-1898
B-6	しらき歯科クリニック	安八町東結481-1	62-6677

C. 薬局

通番	薬局名	所在地	電話番号
C-1	金の鈴薬局安八店	安八町東結1520-1	61-1311
C-2	トーカイ薬局安八店	安八町南今ヶ淵429-2	64-6906
C-3	豊田薬局安八店	安八町南今ヶ淵480-1	64-4028
C-4	なもり薬局	安八町城2-47	47-6013

D. 地域包括支援センター

通番	事業者名	所在地	電話番号
D-1	安八町地域包括支援センター	安八町氷取161	64-7104

E. 居宅介護支援事業所

通番	事業者名	所在地	電話番号
E-1	あんぱちけあマネセンター	安八町南今ヶ淵400	47-7704
E-2	たいよう	安八町大森424-1 2F	090-1622-5678

F. 訪問介護

通番	事業者名	所在地	電話番号
F-1	サンサンひかり	安八町大森424-1 2F	090-1622-5678
F-2	プランニングケアステーション	安八町大森277	47-8912

G. 訪問看護

通番	事業者名	所在地	電話番号
G-1	ささゆり訪問看護ステーション	安八町西結1969-2	84-9889

K. 通所リハビリ

通番	事業者名	所在地	電話番号
K-1	通所リハビリテーションアトラス	安八町森部1870-1	63-2333

L. 短期入所生活介護

通番	事業者名	所在地	電話番号
L-1	特別養護老人ホームあすわ苑	安八町中須410-1	64-5505
L-2	サンライズ長良ショートステイ	安八町森部1875-1	64-2328

N. 認知症対応型共同生活介護

通番	事業者名	所在地	電話番号
N-1	サテライト グループホーム さくら悠輪苑 むすぶの家	安八町東結1064-1	61-0801
N-2	グループホームまき	安八町牧127-1	63-0123

P. 介護老人福祉施設

通番	事業者名	所在地	電話番号
P-1	特別養護老人ホームあすわ苑	安八町中須410-1	64-5505
P-2	特別養護老人ホーム サンライズ長良	安八町森部1875-1	64-2328

## 安八郡広域連合

住 所：〒503-0126  
安八郡安八町中須410-1  
電 話：0584-63-2050  
F A X：0584-63-0052

### 神戸町役場 健康福祉課

住所：神戸町大字神戸1111  
電話：0584-27-0175

### 輪之内町役場 福祉課

住所：輪之内町四郷2530  
電話：0584-69-3128

### 安八町役場 福祉課

住所：安八町氷取161  
電話：0584-64-7104



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。